入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年9月26日

東日本旅客鉄道株式会社　契約責任者

東京工事事務所長　井上　晋一

◎調達機関番号　102　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（仮称）千葉新総合現業事務所新築他

⑶　工事場所　千葉県千葉市中央区要町201番５の一部他

⑷　工事概要　地上／鉄骨造６階建、延床面積約7,900㎡

詳細については、別冊図面並びに仕様書、特記仕様書、補足仕様書及び追加仕様書（以下あわせて「仕様書等」という。）のとおり。

⑸　工期　平成27年２月９日まで

⑹　使用する主要な資材　コンクリート約4,800㎥、鉄筋約460ｔ、鉄骨約1,100ｔ、板ガラス約870㎡

⑺　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。

⑻　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。

⑼　本工事は、既設の保守基地線及び都市計画道路に近接する工事である。列車運行の安全確保はもとより、既設構造物及び都市計画道路（幕張町・弁天町線）に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守して施工すること。

⑽　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。

⑾　工事場所の周辺は住宅街であり、特に北側は近接している。騒音、振動、粉塵等の発生低減に努めるとともに、対策を加味して施工すること。

⑿　既存構造物の周囲の各埋設物に有害な影響を与えないよう監督員と連絡を密にとり工事を進めること。

⒀　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、仕様書等及び手続きに変更が生じる可能性がある。

⒁　工事車両の搬出入経路は工事用地南側の通路を使用することを基本とする。

⒂　工事用地の隣接敷地に新設する新信号機器室（別途発注）の工事工程と作業ヤードの調整を行うこと。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。

⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）かつイ）の施工実績を有すること。

ア）階数地上６階以上かつ延床面積7,500㎡以上の事務所ビル又は商業ビルの新築工事

イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事

ただし、上記ア）及びイ）は別々の工事でもよい。

②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積4,000㎡以上の事務所ビル又は商業ビルの新築工事の施工実績を有すること。

⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。

①　監理技術者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。

②　工事管理者　社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。

③　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　本工事に係る設計業務の受託者及び当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑻　当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。

⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（あわせて以下「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。

⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。

①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

②　構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。（入札説明書参照）

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

⒁　工事全般の安全管理計画及び監理技術者及び工事管理者の理解度・取組み姿勢が不適切でないこと。

⒂　技術提案（工期短縮）が不適切でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準

①　工事全般の安全管理計画を評価する。

②　監理技術者及び工事管理者の理解度・取り組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。

③　技術提案（工期短縮）を評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②及び③の合計点（10.0点満点）とする。

③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。